# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
13	被災者台帳作成に関する事務	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

被災者台帳作成後の特定個人情報の利用については、災害対策機関団体や国・県等への提出等が考えられ、その際に資料の紛失や誤送信等が発生することが考えられる。そのようなことが発生しないよう送付先の確認を徹底し、提出先に適切な管理等を求めていく。

### 評価実施機関名

霧島市長

### 公表日

令和3年3月31日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

_I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務				
①事務の名称	被災者台帳作成に関する事務				
②事務の概要	ア 事務の説明 災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳を作成する。 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、災害対策基本法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 被災者台帳の作成				
③システムの名称	Acrocity行政基本     Excel版被災者台帳(予定)     中間サーバー     MICJET番号連携サーバー				
2. 特定個人情報ファイル:	名 名				
被災者台帳					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の36の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第28条 【各手続の根拠】 災害対策基本法第90条の3				
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [ 実施する ] 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の56の2の項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	総務部安心安全課				
②所属長の役職名	総務部安心安全課長				
6. 他の評価実施機関					
なし					
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求				
請求先	総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141				

総務部安心安全課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1151

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人未満(任意実施) ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			年3月31日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[    基礎	項目評価	i書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ重	直点項目評	価書又は全項	[目評価書において、リスク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く	。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供る	を除く。) [ 〇 ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接線	売しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・注	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[0]	内部監査	[ ] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・唇	8発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) ナ分に行っていない		

#### 変更箇所

変更箇月		1 = 11 - 1 = 12			to the time to be set to be
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	Ⅰ-1-③ システムの名称	*Acrocity宛名管理 *Excel版被災者台帳(予定) *Acrocity住民基本 ・中間サーバー *MICJET番号連携サーバー	*Acrocity行政基本 *Excel版被災者台帳(予定) *中間サーバー *MICJET番号連携サーバー	事後	
平成28年3月31日	所属長	総務部安心安全課長 酒元 博	総務部安心安全課長 有満 孝二	事後	平成27年4月1日人事異動
平成29年3月31日	Ⅰ-1-② 事務の概要	被災者からの申請 被災者台帳への登録 国・県・他市町村(関係機関団体)への照会・情 報提供	・被災者台帳の作成	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	1-3 個人番号の利用	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の36-2の項 【各手続の根拠】 災害対策基本法第90条の3	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の36の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第28条 【各手続の根拠】 災害対策基本法第90条の3		(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月1日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の56の2の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の56の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第30条 【特定個人情報を提供できる根拠】 なし	事後	(H28.9.12改正)番号法別表第 二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令を基に 修正
平成31年3月31日	Ⅱ-1 対象人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人未満(任意実施) ※修正なし 人数の根拠を説明欄に記載	事後	鹿児島県地震等災害予測調査より(平成25年3月25日時 点】→県地域防災計画変更日 県地域防災計画変更日 県地震災害予測調査による (死亡者数560人、重傷者60 人、負傷者170人)
平成31年3月31日	Ⅱ-1 取扱者数	500人未満	500人未満 ※修正なし 人数の根拠を説明欄 に記載	事後	市地域防災計画で被災者情報を取扱うと考えられる福祉班、救護班、総務班の人数合計150人
令和2年3月31日	Ⅱ-1 対象人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人未満(任意実施) ※修正なし 人数の根拠を説明欄に記載	事後	鹿児島県地震等災害予測調査より【平成25年3月25日時点〕→県地域防災計画変更日県地震災害予測調査による(死亡者数560人、重傷者60人、負傷者170人
令和2年3月31日	Ⅱ-1 対象人数(いつ時点の 計数か)	2014/4/1	令和2年3月31日	事後	
令和2年3月31日	Ⅱ-1 取扱者数	500人未満	500人未満 ※修正なし 人数の根拠を説明欄(に記載	事後	市地域防災計画で被災者情報を取扱うと考えられる福祉班、救護班、総務班の人数合計150人
令和2年3月31日	Ⅱ-1 取扱者数(いつ時点の 計数か)	2014/4/1	令和2年3月31日	事後	
令和2年3月31日	Ⅳ リスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤
令和2年3月31日	Ⅳ リスク対策	8. 監査 「内部監査」	8. 監査 「自己点検」「内部監査」	事後	追加
令和2年3月31日	全体				評価の再実施
令和3年3月31日	Ⅱ-1 対象人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人未満(任意実施) ※修正なし 人数の根拠を説明欄に記載	事後	鹿児島県地震等災害予測調査より「平成25年3月25日時点』→県地域防災計画変更日県地震災害予測調査による(死亡者数560人、重傷者60人、負傷者170人)
	II-1 対象人数(いつ時点の 計数か)	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-1 取扱者数	500人未満	500人未満 ※修正なし 人数の根拠を説明欄 に記載	事後	市地域防災計画で被災者情報を取扱うと考えられる福祉班、救護班、総務班の人数合計150人
	Ⅱ-1 取扱者数(いつ時点の 計数か)	令和2年3月31日 	令和3年3月31日	事後	